

発信者の知的財産権侵害行為に対して
プラットフォーム／プロバイダーが負う
法律上の責任に関する各国比較調査報告書
(サマリー)

弁護士法人大野総合法律事務所

令和3年1月29日

第1章 総論

インターネットをめぐる技術の進展と新しいインターネットサービスの勃興によって、インターネットを介した情報流通や電子商取引は増大の一途を辿っている。インターネットは誰もが容易に情報発信者となれる利便性を有する一方で、知的財産権侵害や名誉毀損を生じさせるインターネット上の情報の発信に対する救済手段には制限があり、最近になって、とりわけインターネット上の情報の仲介者に対して執り得る請求については、各国で議論が活発となっている。

プラットフォーム／プロバイダーという語は、各国において、広い概念として定義されているが、個々の概念の異同や広狭は必ずしも明確ではなく、対比しにくい。プラットフォーム／プロバイダーやインターネット上の仲介者（internet intermediaries）の分類は、学者によって、様々に試みられている。

米国、EU、ドイツ、フランス、中国と日本のプラットフォーム／プロバイダーの責任法制はそれぞれに相違点と共通点を有するが、大きな視点で観察すると、コンテンツの侵害内容によって法律を異にする米国のアプローチと違法コンテンツ全般について規制を及ぼすEU等のアプローチに大きく分けることが可能である。自由貿易協定・経済連携協定においても、知的財産章において、インターネットサービスプロバイダーの責任についての規定が合意されることが多い。

第2章 米国法

第2.1節 仲介者責任についての考え方と法的枠組

インターネット上の知的財産権侵害に対しては、知的財産権を直接侵害する行為を行った発信者に対して直接侵害の責任を問うことが考えられるが、発信者の身元が容易に判明するとは限らず、プロバイダー／プラットフォームのような寄与侵害（contributory infringement）や代位侵害（vicarious infringement）をしている仲介者に対して二次責任（secondary liability）を問うことも考えられる。

名誉毀損の分野では、名誉毀損に関わる情報の仲介者の責任を、(1)編集管理権を有するために、新聞社と同等の責任を負う「出版者（publisher）」、(2)書店や図書館と同様に、名誉毀損的表現を知り、又は知るべき理由のある場合にのみ責任を負う「頒布者（distributor）」、(3)電話会社のように責任を負わない「コモン・キャリア（common carrier）」と類型化することが行われる。

1996年通信品位法による通信法第230条第(c)(1)項は、双方向コンピューターサービスのプロバイダーが出版者又は発言者と扱われてはならないことを明記した。通信法第230条第(c)(2)項においては、違法・有害コンテンツのアクセス制限等を行う双方向コンピューターサービスのプロバイダーが責任を問われないように保護を与えている。

著作権法の分野では、1999年のデジタル千年紀著作権法 (Digital Millennium Copyright Act, DMCA) によって、著作権法第 512 条にサービスプロバイダーが一定の条件の下で免責されることが定められた。

著作権法第 512 条第(a)項ないし第(d)項に、サービスプロバイダーの一定の免責が認められる 4 つの類型、すなわち、(a)一時的なデジタルネットワーク通信、(b)システムキャッシング、(c)利用者の指示によってシステム又はネットワーク上に存在する情報、(d)情報の所在地ツールが規定されている。

4 つの類型のうちの「利用者の指示によってシステム又はネットワーク上に存在する情報」(著作権法第 512 条第(c)項)においては、免責の条件の一つとして、サービスプロバイダーが、侵害主張の通知を受けたら、速やかにその資料を削除し、又はアクセスできないようにすること (notice and take down) が規定され、第(g)項においては、資料を削除等された加入者に速やかに通知する措置をとり、加入者から異議申立ての通知を受け取った場合は、侵害を主張する者に異議申立ての通知のコピーを送って、10 営業日後に原状回復する旨通知し、侵害を主張する者による提訴の通知を受け取らない限り、10 営業日以後 14 営業日以前に原状回復すること等が定められている。

この notice and take down の手続は、サービスプロバイダーに権利侵害の有無についての実質的判断を要求することなく、形式的要件の充足により削除等を可能にするものであり、これによりサービスプロバイダーが迅速に削除等の対応を取れるようになっている。

発信者の身元が不明である場合に、裁判所の書記官から、サービスプロバイダーに対してデジタルミレニアム著作権法に基づく文書提出命令 (subpoena) の発行を受けて、開示を請求することができる。氏名不詳者に対する訴訟 (John Doe lawsuit) を提起するよりも簡便で安く済むメリットがある。

著作権法第 512 条第(a)項ないし第(d)項のサービスプロバイダーの免責条項には、「(j)項に規定されている場合を除き、差止命令若しくはその他の衡平法上の救済の責任を負わないものとする。」と規定されており、第(j)項に定める範囲で差止命令を申し立てることができる。

第 2.2 節 仲介者責任追及の要件と実務

2.2.1 削除請求、その他の差止請求

通信法第 230 条に基づくアクセス制限措置は、被害者からの通知を必要としないが、著作権法第 512 条第(c)項に基づく削除又はアクセス無効化は、サービスプロバイダーが、通常は、権利者から著作権侵害についての通知を受けて、迅速に措置がとられることになる。

デジタル千年紀著作権法に基づく通知 (DMCA Notice) を受け付ける専用フォームがウェブサイトに用意されていることも多く、また、DMCA に基づく削除等の状況がデータベース化されて公開されている。

2.2.2 発信者情報開示請求

著作権法 512 条第(h)項に基づく文書提出命令は、(A)権利者からの通知（著作権法第 512 条第(c)(3)項(A)号）のコピー、(B)文書提出命令の案、及び、(C)文書提出命令を求める目的が被疑侵害者を特定することで、著作権保護目的にのみ利用される旨の宣誓による宣言を内容とする要求を書記官に提出することによって請求することができる。

2.2.3 損害賠償請求

Zeran v. American Online 第 4 巡回区控訴裁判所 1997 年 11 月 12 日判決によって、サービスプロバイダーについて、「出版者 (publisher)」としての責任を負わないだけでなく、「頒布者 (distributor)」としての責任も負わないことが認められている。

著作権侵害については、デジタル千年紀著作権法に基づく免責が認められる場合があるが、サービスプロバイダーは、著作権法第 512 条第(c)(1)項に定める免責条項 (safe harbor) の要件を満たす必要がある。

2.2.4 刑事責任

著作権侵害は、著作権法（合衆国法典第 17 編）第 506 条第(a)項、刑法典（合衆国法典第 18 編）第 2319 条によって、また、不正商標を使用している商品又はサービスの売買は刑法典（合衆国法典第 18 編）第 2320 条第(a)(1)項によって刑事罰が科される。

通信法第 230 条第(e)(1)項は、同条が、「本編第 223 条若しくは第 231 条、第 18 編第 71 章（わいせつ関連）若しくは第 110 章（子供の性的搾取関連）、又はその他の連邦刑法の執行を損なうものとは解釈されない。」と規定しており、プラットフォーム／プロバイダーも、インターネット上の違法行為に関して共犯者として刑事責任を問われる可能性はある。

第 3 章 EU 法

第 3.1 節 仲介者責任についての法的枠組

EU 法上、加盟国におけるインターネット上の仲介者の責任に関する共通の法的枠組を制定したのは電子商取引指令である。電子商取引指令は、ドイツの 1997 年テレサービス法と米国の 1998 年デジタル千年紀著作権法を主な模範として、インターネット上の仲介者は侵害行為に関与していないことを条件に免責されるという原則を置き、米国法で定められた 4 類型のうち、概ね米国著作権法第 512 条第(a)項～第(c)項に相当する「単なる導管」（第 12 条）、「キャッシング」（第 13 条）、「ホスティング」（第 14 条）の場合について規定を設けている。

電子商取引指令は、侵害行為を差し止めるための措置に関する法整備を加盟国の任意に委ねていたが、情報社会指令は、著作権、著作隣接権の保護の見地から、権利者が侵害行為の差止を請求するための法整備を加盟国に義務づけた。

いわゆるエンフォースメント指令は、情報社会指令第 8 条第 3 項と同様な規定を知的財産権について規定するとともに、サービスプロバイダーに対し知的財産権を侵害する商品又はサービスの出所及び流通ネットワークに関する情報を開示させる情報請求権についても定めた。

2019 年に発効した著作権指令は、多岐にわたる条項を含むが、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーに関し、利用者によってアップロードされた著作物等の公衆への伝達等の権利者からの許諾を得ることや許諾がなく公衆に伝達される場合の責任について、詳細な規定を設けた。デジタル単一市場における著作権指令を国内法化する期限は 2021 年 6 月であり、EU 加盟国で国内法化の手続が進んでいる。

第 3.2 節 仲介者責任追及の要件

インターネット上の仲介者の責任について規定した電子商取引指令（2000/31/EC）の加盟国における導入後、加盟国の裁判所において同指令の解釈について数々の問題が生じ、EU 司法裁判所（CJEU）が同指令の適用範囲と責任追及の要件について加盟国内における解釈を統一するための先行判決を下した。

EU 司法裁判所はその先行判決の中でまた、EU 指令の適用により各国裁判所によりインターネット上の仲介者に対して取られる措置が、EU の基本原則であるプライバシー権（欧州人権条約第 8 条）、表現・情報の自由（欧州人権条約第 10 条、EU 基本権憲章第 11 条）や経済活動の自由（EU 基本権憲章第 16 条）の原則との均衡の観点から適切とされるために必要な権利追及の条件をいくつかの判決の中で打ち出しており、加盟国裁判所により適用されている。

3.2.1 削除請求、その他の差止請求

電子商取引指令（2000/31/EC）第 12 条は、インターネットサービスプロバイダーが「単なる（情報伝達の）導管」（*mere conduit*）の役割にとどまる限りで、伝達される情報に一切の責任を負わない旨規定し（第 1 項）、同時に加盟国の裁判所や行政当局は、各国の法制度に従って、サービスプロバイダーに対して侵害行為の停止や予防の措置を要求できると規定している（第 2 項）。

電子商取引指令（2000/31/EC）第 15 条に規定されるプロバイダーの一般的監視義務を否定する原則の適用により、加盟国の裁判所は、アクセスプロバイダーに対して著作権を侵害するサイトを恒常的にブロック又はフィルタリングする措置を命じることができない。

電子商取引指令（2000/31/EC）第 14 条は、ホストプロバイダーはそれが保存する情報について、その情報の違法性を知らなかった、又は知ってから直ちにそうした情報を削除又は情報へのアクセスを不可能にするための措置を取った場合には、責任を負わないと規定している。

3.2.2 発信者情報開示請求

インターネット上における権利侵害において、侵害行為の被害者が発信者の身元情報開示をプロバイダーに対し請求する場合、プロバイダーの情報開示義務が法律で定められていない加盟国では、プロバイダーは発信者のプライバシー権の保護を理由に情報開示を拒否するのが通例である。

3.2.3 損害賠償請求

インターネット上の仲介者が損害賠償責任を負うのは、それが電子商取引指令第 12 条から第 14 条までで定義されるプロバイダーに該当しない場合、又は第 14 条で定義されるプロバイダーに該当し、同条で規定された免責条件を満たさない場合である。

電子商取引指令前文第 42 項は、仲介者に同指令の責任制限規定が適用されるためには、その活動が純に「技術的」(technical)、「自動的」(automatic) かつ「受動的」(passive) の 3 つの性質を帯びていることが必要であると規定しており、これらのいずれかの性質が欠けている場合には、責任制限規定は適用されない。

インターネットサービスプロバイダーは、伝達する情報に一切関与しない「単なる導管」の役割にとどまる限りで伝達する情報について全ての責任を免除される（電子商取引指令前文第 43 項、第 12 条）。

同指令は前文第 45 項で、同指令の責任制限規定は権利侵害の被害者が裁判所や行政当局に対し侵害差止又は防止に必要な措置の命令を請求することを妨げないと規定している。従って、インターネットサービスプロバイダーに対して権利者が請求することができるのは、こうした侵害差止、防止措置、そしてそうした措置を請求する手続にかかる費用のみである。

電子商取引指令第 14 条は、仲介者の提供するサービスがサービス受領者によって提供される情報の保存からなる場合には、(a)プロバイダーが違法な行為若しくは情報について現実の認識をしておらず、損害賠償請求に関して、違法な行為若しくは情報が明白である事実若しくは状況について把握していないこと、又は、(b)そのような認識若しくは把握をした時点で直ちにその情報を削除若しくはそれへのアクセスを無効化する措置を取ること、の 2 つのいずれかの条件を満たす場合には保存された情報について責任を負わないと規定している。

3.2.4 刑事責任

電子商取引指令 (2000/31/EC) はその前文で、加盟国は同指令の適用により制定された国内法の違反について刑罰を定める義務はないと規定している（前文第 54 項）。従って、インターネット上の仲介者の刑事責任については、EU 内に統一されたルールはなく、各国の法律に委ねられている。

第4章 ドイツ法

第4.1節 仲介者責任についての考え方と法的枠組

プラットフォーム／プロバイダーに対する責任を根拠づけるものとして、妨害者責任（Störerhaftung）が挙げられる。妨害者責任は、民法典第3編（物権法）第3章（所有権）第4節（所有権に基づく請求権）のうちの第1004条に規定されており、第1章（占有権）にも同趣旨の規定である第862条がある。

テレメディア法は、テレサービスとメディアサービスの区別をなくして、テレサービス法（Teledienstegesetz (TDG)）を廃止し、第3.1節で述べた電子商取引指令を国内で実施すること等を目的として、2007年2月26日に成立し、同年3月1日から施行された「特定の電子情報及び通信サービスに関する規定の統一のための法律」第1条に基づいて制定された。電子商取引指令の「単なる導管」（第12条）、「キャッシング」（第13条）、「ホスティング」（第14条）に対応するように、テレメディア法に、「情報の通過」（第8条）、「情報の送信を加速するための緩衝記憶」（第9条）、「情報の保存」（第10条）が規定されている。

極右勢力の台頭の影響もあり、ソーシャルネットワークのプロバイダーに違法なコンテンツに関する苦情の処理（第3条）と違法なコンテンツに関する苦情の処理に関する報告（第2条）を義務付けたネットワーク執行法が、2017年9月1日に成立した。

ソーシャルネットワークのプロバイダーは、明らかに違法なコンテンツの削除又はアクセスの停止を苦情の受領後24時間以内に行うことも規定されており、違法なコンテンツの例としては、ヘイトスピーチが挙げられるが、名誉毀損も含む、刑法が定める様々な犯罪類型に基づくコンテンツが対象となる。

第4.2節 仲介者責任追及の要件と実務

4.2.1 削除請求、その他の差止請求

著作権法第97条第(1)項や商標法第14条が、差止請求権について規定しており、削除請求等の差止請求を行う根拠となる。

テレメディア法第10条第1文（2007年2月28日まではテレサービス法第11条第1文）によるサービスプロバイダーの責任免除は、差止請求権については及ばないと解されている。

4.2.2 発信者情報開示請求

著作権法第101条や商標法第19条が、情報請求権を認めており、知的財産権の執行に関する指令第8条に規定されているような侵害者の名称及び住所（アドレス）の開示を求めることができる。

4.2.3 損害賠償請求

著作権法第 97 条第(2)項や商標法第 14 条第(6)項が、損害賠償請求権について規定しており、損害賠償請求を行う根拠となる。なお、損害賠償義務の確認と会計文書提出の請求がまず行われ、第二段階の訴訟において、損害額の算定が行われる。

サービスプロバイダーに対する損害賠償責任については、テレメディア法に基づく免責が認められる。

4.2.4 刑事責任

著作権法第 106 条以下及び商標法第 143 条以下において、罰則が定められている。また、テレメディア法第 16 条及びネットワーク執行法第 4 条には、罰金を定める規定が設けられている。

第 5 章 フランス法

第 5.1 節 仲介者責任についての考え方と法的枠組

フランスで ISP 等の責任の法的枠組を確立したのは、2000 年 6 月 8 日の EU 電子商取引指令(2000/31/EC)を国内法化した「デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律」（通称 LCEN 法）第 6 条である。

LCEN 法第 6 条 I.1 は、サービスプロバイダーの義務（フィルタリング）について規定している。LCEN 法第 6 条 I.2 は、ホストプロバイダーの民事上の責任制限について、LCEN 法第 6 条 I.3 は、ホストプロバイダーの刑事上の責任制限について規定している。LCEN 法第 6 条 I.5 は、ホストプロバイダーの責任追及の要件について規定している。LCEN 法第 6 条 I.7 は、一般的な監視義務の否定と重大な犯罪の防止に努める義務について規定している。LCEN 法第 6 条 I.8 は、司法当局による侵害行為の防止と差止について規定している。LCEN 法第 6 条 II は、発信者情報開示責任について規定している。LCEN 法第 6 条 VI.1 は、重大な犯罪の防止に寄与する義務に違反した場合の刑罰について規定している。

LCEN 法第 6 条 II に基づく、プロバイダーに開示責任がある発信者の個人情報 の定義とその保存方法に関する「インターネット上のコンテンツの作成に寄与した全ての者の身分を特定するためのデータの保存と提供に関する政令」は、2011 年 2 月に制定された。

LCEN 法第 9 条は、プロバイダーの法的責任に関する条項を郵便事業・電子通信法第 L32-3-3 条に新しく規定した。また、郵便事業・電子通信法第 L34-1 条は、プロバイダーの情報保存責任を規定している。

第 5.2 節 仲介者責任追及の要件と実務

インターネット上の権利侵害行為により被害を受ける者は、LCEN 法第 6 条 I.8 の規定に従って、裁判所に対し侵害行為の防止や差止に必要な措置を、発信者の情報開示も含めて仲介者に対し命じるよう請求することができる。一方、仲介者自身の損害賠償責任や刑事上の

責任は、LCEN 法第 6 条 I.5 で定められた事項を全て記載する通知を行い、仲介者がインターネット上の権利侵害行為を認識していたが、必要な措置を取らなかった（悪意が成立する場合にのみ認められる）。

5.2.1 削除請求、その他の差止請求

LCEN 法第 6 条 I.8 は、「司法当局は、レフェレ又は非対審請求の手続により、2 で規定された全ての者、又はそれがない場合には、1 で規定された全ての者に対し、インターネット上の侵害コンテンツによる侵害行為を防止する又は差し止めるための全ての措置を命じることができる」と規定している。

本規定を根拠に、知的財産権者はまず侵害行為が行われているサイトのホストプロバイダーに対して、又はホストプロバイダーが特定できない場合には、インターネットサービスプロバイダーに対して、侵害サイトの削除、又はサイトへのアクセスのブロックを命じるよう、レフェレ又は非対審請求の手続により裁判所に請求する。

知的財産権者は民事訴訟法上の一般規定と LCEN 法第 6 条 I.8 の特別規定を法律根拠に、プロバイダーに対して侵害サイトを削除する、または侵害サイトへのアクセスをブロックすることを請求するレフェレの訴訟を提起する。

5.2.2 発信者情報開示請求

LCEN 法第 6 条 II の規定に従って、インターネット上の侵害行為の被害者は、裁判所に、プロバイダーが保存している利用者の個人情報の開示を命じるよう請求することができる。

一方郵便事業・電子通信法第 L34-1 条ではプロバイダーの情報開示義務を調査、刑事的犯罪の確認と捜査、著作権侵害、情報処理システム詐欺行為の防止に必要な場合に限っていることから、それに該当しない場合に個人情報の開示責任があるかが問題となった。パリ大審裁判所は 2013 年 1 月 30 日の命令で、LCEN 法第 6 条 II で規定された情報開示責任は郵便事業・電子通信法第 L34-1 条よりもより一般的な義務をプロバイダーに課していることを確認した。

従ってプロバイダーに対する発信者情報開示責任が認められる要件は、違法な侵害行為の事実の証明、及び発信者情報開示措置が侵害行為の差止に必要であることの証明である。

5.2.3 損害賠償請求

インターネットサービスプロバイダー（LCEN 法第 6 条 I.1）は、EU 電子商取引指令第 12 条に規定されたとおり情報の単なる「導管」であり、その役割にとどまる限りで送信される情報について一切の責任を負わない。

フランス法上インターネットサービスプロバイダーが負うのはフィルタリングシステムを会員に提供する義務（LCEN 法第 6 条 I.1）、及び司法当局から侵害コンテンツへのアクセスブロックや発信者の情報開示が命じられる場合に、命じられた措置を実施する義務

(LCEN 法 6 条 I.8) である。

インターネット上における侵害行為についてサービスプロバイダー以外の仲介者の損害賠償責任を追及するためには、まずその仲介者が「積極的な役割」を果たしていることを証明して、LCEN 法第 6 条 I.2 で免責原則が適用されるホストプロバイダーにはあたらないと主張することが考えられる。

一方、仲介者がホストプロバイダーに該当する場合には、LCEN 法第 6 条 I.2 の例外規定に沿って、ホストプロバイダーがサービス利用者の行動やサービス利用者の要求により保存された情報が明らかに違法であることを認識していたが、直ちに違法データを削除またはアクセスをブロックしなかったことを証明して、損害賠償責任を追及することになる。

5.2.4 刑事責任

インターネット上の仲介者の刑事責任については、LCEN 法第 6 条 I.3 に、ホストプロバイダーが侵害コンテンツが明らかに違法であることを認識していなかった場合、または認識してから直ちに違法なデータを削除またはアクセスをブロックした場合には、刑事責任を負わないという規定が置かれている。

LCEN 法第 6 条 I.3 の規定は、EU 電子商取引指令 (2000/31/EC) の前文第 54 段落で「加盟国は本指令により加盟国で導入される法律上の規定について、刑事上の罰則を導入する義務はない」とされていたのを受けたものである。

侵害コンテンツの通知については LCEN 法第 6 条 I.5 の規定に従った形式で通知を行う必要があるが、コンテンツの侵害性が高く、ホストプロバイダーが故意でその削除を怠った場合には、刑事責任が認められている。

LCEN 法は EU 電子商取引指令 (2000/31/EC) 第 15 条の主旨に沿ってインターネットサービスプロバイダー、ホストプロバイダーは一般的な監視義務を持たないと規定する一方で、インターネットサービスプロバイダー、ホストプロバイダー双方に対して特定の犯罪性の高い行為や情報について、積極的に防止措置を取り、通報する義務を課しており (LCEN 法第 6 条 I.7)、プロバイダーがその義務に違反した場合の刑罰を定めている。

第 6 章 中国法

第 6.1 節 仲介者責任についての考え方と法的枠組

中国法において、発信者の知的財産権侵害行為に対してプラットフォーム／プロバイダーが負う法律上の責任を定める最も重要な法令として、時系列順に、情報ネットワーク伝達権保護条例、権利侵害責任法 (2021 年 1 月 1 日に廃止)、電子商務法、民法典 (2021 年 1 月 1 日から施行) が挙げられる。このほか、知的財産権に関する特別法においても、仲介者の責任規定が設けられることがある。さらに、これらの法律、行政法規の司法運用に関する司法解釈、政府主管部門の監督管理に関する部門規則及び各地方政府の法規と規則等は多

数存在している。

2021年1月1日から民法典が施行されていることに伴い、権利侵害責任法は廃止された。民法典の権利侵害責任編は、従来の権利侵害責任法の内容をベースにしなが、大幅に追加規定や改正を加えたものである。

仲介者責任に関する規定は、権利侵害責任法では第36条一条しか置かれていなかったが、民法典では、権利侵害責任法第36条の内容だけではなく、電子商務法及び条例の関連規定も参考にして、第1194条から第1197条までの4つの条文に増やされ、内容もより完全でかつ合理的なものになっている。

ネットワークサービス提供者（ISP）は、自らでネットワークを利用して他人の民事権益を侵害した場合、当然ながら権利侵害責任を負わなければならない（民法典第1194条）。また、ネットワークサービス提供者は、自己が直接に他人の民事権益を侵害していないが、ネットワーク利用者が当該ネットワークサービスを利用して他人の民事権益を侵害した場合においても、一定の条件を満たせば、当該ネットワーク利用者とともに連帯責任（仲介者としての間接権利侵害責任）を負わなければならない（民法典第1197条）、と解される。

権利侵害責任法は「通知」の内容を規定していなかったが、民法典第1195条第1項は、電子商務法や条例の定めを参考にし、通知の内容を規定した。

2018年電子商務法の関連規定を補足し、より具体化した「電子商務プラットフォーム知的財産権民事事件の審理に関する指導意見」が2020年9月10日に最高人民法院により制定・公布・施行されている。

電子商務法の適用範囲に関して、中国国内において情報ネットワークを通じてオンラインで商品の販売又はサービスの提供を行う場合には、電子商務法が適用するとされているが、例外として「金融商品とサービスの提供、ならびにオンラインでの視聴番組、ニュース情報、出版及び文化製品等コンテンツに関わるサービスの提供」については、電子商務法が適用されないと規定されている（同法第2条）。

ECサイトプラットフォームの知的財産権保護の責任に関して、同法第41条は、ECサイトプラットフォームに対し、「知的財産権保護ルールを構築し、知的財産権者との協力を強化し、法に従い知的財産権を保護しなければならない」という知財保護義務を課している。

また、プラットフォーム内の経営者による知的財産権侵害行為に関し、一定の条件を満たせば、ECサイトプラットフォームが連帯責任（間接権利侵害責任）を負わなければならない、と規定されている（同法第45条）。

2006年に制定された情報ネットワーク伝達権保護条例は、中国法においてはじめて比較的完全な制度としてISPの概念、ISPの著作権（ネットワーク伝達権）侵害に対する Safe Harbor Rule や Red Flag Test を導入した法令であり、現行の条例は、2013年に第一回改正がなされたものである。条例は、ICP（コンテンツプロバイダー）とISP（サービスプロバイダー）に分けて義務や責任を規定している。さらに、ISPについては、4種類のISP（ネットワ

ークへの自動接続・自動転送サービスプロバイダー、自動保存・自動提供サービスプロバイダー、情報保存スペースプロバイダー、検索・リンクサービスプロバイダー) が列挙されており、それぞれに相応する免責の条件が明確に規定されている。

第 6.2 節 仲介者責任追及の要件と実務

6.2.1 削除請求、その他の差止請求

民法典及び権利侵害法の関連規定によれば、法定の要件を満たせば、ISP は間接権利侵害責任（幫助権利侵害責任、教唆権利侵害責任）を負うとされている。

権利侵害責任を負う方法については、権利侵害責任法第 15 条及び民法典第 179 条において、主に(1)侵害の停止、(2)妨害の排除、(3)危険の除去、(4)財産の返還、(5)原状の回復、(6)損害賠償、(7)謝罪、(8)影響の除去と名誉の回復が用意されている。案件により、これらの方法は、単独で適用することも、併用することもできるとされている。

侵害行為の削除は、権利侵害訴訟の提起や保全措置の申立てによって求めることができるほか、行政機関による摘発を求めることも考えられる。

権利侵害訴訟において、人民法院は、権利者の請求内容に応じて、権利侵害者又は ISP に侵害行為の対象の削除を命じることがある。

6.2.2 発信者情報開示請求

中国の関連法令によると、ISP は権利者に対しその要請に応じて発信者情報を開示しなければならないという義務を負っていないが、行政機関や人民法院に対し、行政命令や判決等に基づき発信者情報を開示するよう命じられる場合、ISP は発信者情報を開示しなければならないと解される。

したがって、知的財産権者は電子商務法第 25 条、条例第 25 条、最高人民法院の「情報ネットワークを利用して人身権益を侵害する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」第 3 条を根拠にして ISP が発信者情報を開示するよう求め、行政機関に対して摘発を行い、又は人民法院に対し訴訟を提起することが可能であると考えられる。

6.2.3 損害賠償請求

民法典、電子商務法等関連規定によれば、仲介者による権利侵害責任（間接責任）については、(1)仲介者が権利者からの通知を受けた後、遅滞なく必要な措置を講じなかった場合、拡大された権利者の損害につき、利用者とともに連帯責任を負う、(2)仲介者が利用者による知的財産権侵害行為を知り、又は知り得べきであるにもかかわらず、必要な措置を講じなかった場合、利用者とともに連帯責任を負う、という主に 2 つのパターンがある。

6.2.4 行政機関による摘発

条例第 18 条及び「インターネット著作権行政保護規則」第 11 条等関連規定によると、仲

介者の権利侵害行為が社会公衆利益に損害を与えたと思われる場合、著作権行政管理部門から、侵害行為の停止及び過料が命じられる可能性がある。

商標権侵害責任が認められた場合、商標法第 60 条第 2 項に基づけば、仲介者は民事責任（侵害行為の停止や損害賠償）のほか、場合により、行政責任（侵害行為の停止、期限を定めて是正、過料等）も生じるとと思われる。

6.2.5 刑事責任

仲介者の刑事責任については、2011 年に最高人民法院、最高人民検察院及び公安部三部門が公布・実施した「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」第 15 条に、他人による知的財産権犯罪行為の実施を明らかに知っており、当該他人に対しネットワーク接続、サーバーの委託管理、ネット保存スペース、通信伝送通路等サービスを提供した場合、知的財産権侵害犯罪の共犯とする、と規定されている。

第 7 章 日本法

第 7.1 節 仲介者責任についての考え方と法的枠組

著作権の間接侵害については、カラオケ法理と呼ばれる考え方を、インターネットを利用したサービスにおけるサービスプロバイダーにも当てはめようとする傾向が裁判例においてもみられる。「カラオケ法理」の射程をどのような事案にまで及ぼすのが適当なのかについては、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会でも、立法論を含めて議論されてきたが、議論の一致を見ず、立法化には至っていない。

インターネット上に発信された情報が他人の権利を侵害する場合の仲介者の責任については、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）によって規律されている。

第 7.2 節 仲介者責任追及の要件と実務

7.2.1 削除請求、その他の差止請求

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会によって、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」、「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」、「プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン」、「発信者情報開示関係ガイドライン」が設けられ、プロバイダー等のとるべき行動基準を明らかにし、プロバイダー等による迅速かつ適切な対応を可能とするための実務上の指針となっている。

権利者や名誉毀損の被害者がプロバイダー等に直接連絡して送信防止措置を求める場合には、上記ガイドラインに定められた参考書式に沿って、「侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書」をプロバイダー等に送付して、対応を求めることができる。

また、インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会によって、「インターネット知的

財産権侵害品流通防止ガイドライン」が設けられ、インターネットオークションサイトなどを通じて知的財産権侵害品が流通することを防ぐために、権利者、ならびにインターネットオークション事業者がとるべき行動がまとめられている。

プロバイダー等に直接連絡しても、プロバイダー等が送信防止措置に応じない場合には、訴訟により、差止請求や損害賠償請求を行うことになる。

7.3.2 発信者情報開示請求

電子掲示板に権利を侵害する情報を書き込んだ発信者を特定して責任追及をしようとする場合、電子掲示板管理者に対して、まず加害に関する IP アドレスとタイムスタンプの開示を求め、それによりインターネット接続サービス業者（経由プロバイダ）に対し、当該タイムスタンプの時点で当該 IP アドレスの割り当てを受けていた者の住所、氏名の開示を受ける必要が生じる。発信者を特定して、損害賠償請求等を行うまでに、権利侵害者は何度も裁判上の手続を経なくてはならず、負担が大きいという問題がある。

7.3.3 損害賠償請求

プロバイダ責任制限法第 3 条により特定電気通信役務提供者は免責を受けられることが規定されているが、経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（令和 2 年 8 月）は、「ソーシャルメディア事業者の違法情報媒介責任」についての項目を設け、「違法情報を削除すべき義務が認められるにもかかわらず放置すれば、被害者から不法行為責任を追及される。」と述べている。また、プロバイダ責任制限法には言及せずに、「商標の出所表示機能を害することにつき具体的に認識するか、又はそれが可能になったといえるに至ったときは、その時点から合理的期間が経過するまでの間」にその状態を解消しないと、商標権侵害の余地がある旨の裁判例も出されている。

7.3.4 刑事責任

名誉毀損（刑法第 230 条）、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害（著作権法第 119 条第 1 項）、商標権又は専用使用権の侵害（商標法第 78 条）について罰則が設けられている。また、令和 2 年著作権法の改正により、インターネット上の海賊版対策強化のために、リーチサイト等の規制が行われた（著作権法第 119 条第 2 項第 4 号・第 5 号）。

第 8 章 まとめと今後の展望

調査対象の各国・地域の法制度には共通点もあるが、中国や日本は、米国と EU のアプローチを参考にしつつも、独自の制度を採っているということができる。中国は、プロバイダーが連帯責任を負うという規定ぶりになっている点が、プロバイダーの責任を制限又は免責する他の国の法制と大きく異なる。また、日本は、プロバイダ責任制限法に従って免責を

得られるようにしようとすると、権利者からの侵害通知があっても、プロバイダーとして直ちに送信防止措置を取る判断をしにくい場合があるといえる。

インターネット社会が到来して20年が経過し、プロバイダーの責任に関する法律も、各国において見直しの動きが見られる。国際条約も締結されるなど、プロバイダーの責任についての共通理解もある一方で、プラットフォーム／プロバイダーがインターネット社会において果たす役割の大きさやインターネット上の流通において知的財産権を保護するための技術等の進展によって、既存の考え方の前提にも変更が生じている。巨大プラットフォームに対する規制の議論も、近時活発になっている。

発信者の知的財産権侵害行為に対してプラットフォーム／プロバイダーが負う法律上の責任についての各国法の比較検討により、現在の実務も、法改正の議論も、国によって一様ではないことが明らかになった。また、権利者による積極的な権利行使の取り組みとプラットフォーム／プロバイダーによる抗弁の主張がなされることによって、各国においてプラットフォーム／プロバイダーに対して法律上の責任を問うことができる限界事例もかなり明らかになってきていることが窺える。